

令和4年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和4年7月28日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより令和 4 年度第 3 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくをお願いいたします。

今回の議事は 3 件でございます。事前にお送りさせていただきました資料 7 から資料 9 のとおりになります。また、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」についても送付させていただいております。各案件の説明時に、それぞれ使用する資料をご確認いただければと存じます。

まず、前回の審議会におきまして説明させていただいた内容について、2 点、事務局からご報告がございます。

1 点目につきましては、令和 3 年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についての資料でございまして、本日、机上配付させていただきましたが、こちらの「3、自己情報訂正請求の状況」、「4、自己情報利用停止請求の状況」と書かれております資料でございます。こちら、前回の審議会におきましては、「なし」という資料を配付してしまいましたが、実際には、それぞれ 1 件ずつこちらございましたので、こちらの正しい資料を本日配付させていただいたところでございます。前回、誤った資料を送付してしましまして、大変申し訳ございませんでした。それぞれ令和 3 年度におきましては、1 件ずつあったところでございます。

続きまして、「個人情報に係る業務委託等に伴う措置」の内容でございます。こちらの「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る留意事項の確認等」、こちらの資料を配付させていただいているところでございます。前回の審議会における議論、ご意見等を踏まえまして、こちらの用紙について修正させていただいたところでございます。

2 点目の修正点につきましては、2-177 というページでございますが、いただいたご意見を踏まえて、パスワードにつきましては、「十分な長さとし、文字列が想像しにくいもの」というようなところで、明文化させていただいたところでございます。

もう 1 点目の修正点でございますが、こちらの確認者の欄に、これまでは区の担当者の名前のみ記載することになっておりましたが、委託先の事業者の方についても記名をして、しっかりと確認する必要がある旨のご意見がありましたので、こちら委託先の事業者、そして担当者

名、こちらにつきましても、確認をしたら記名をいただくというような内容に、様式として修正させていただいたところでございます。

事務局からの報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【会 長】今の、前回の案件に対する資料について何かご質問、ご意見はございますか。

【伊藤委員】パスワードの件、ありがとうございます。ここなのですが、十分な長さで、文字列が想像しにくいものというところがちょっと漠然としている印象がまだありまして。……文章になったこと自体、非常にありがたいのですけれども、ここに関しては何か参考になるような情報源とかを調べられたりはしたのですか。

【区政情報課長】パスワードの設定につきましては、区の情報システム課で、研修等を行っており、「8文字以上」、また「英語、数字」そういったものを全て組み合わせて設定するよう、職員に徹底しております。

【伊藤委員】分かりました。ありがとうございます。ここに関しては、具体的な設定方法とかはまだちょっと分からないのですけれども、そのルールに合っていたとしても、それを使い回してしまったりする場合も考えられますので、毎回機械的にするとか、そういったものが必要だとは思ったのですが、その辺というのはまだ研修とかがあるわけではないということですかね。

【区政情報課長】特に機械的に行うという、そういったツールがあるわけではないので、今後情報システム課と協議いたしまして、今、委員からご指摘いただいた内容、そういったところを踏まえた対応が可能なのかというのは、検討してまいりたいと考えております。

【伊藤委員】分かりました。ありがとうございます。そこはやっぱりシステムを使ってパスワードを精査したり、あとパスワードをどういうふうに保管するかということも重要になってくると思うので、そのあたりも一体的なシステムがあれば解決できる部分もあると思うので、そこは引き続き対応を進めていただきたいと思いますと思っています。以上です。

【会 長】ほかにご質問大丈夫ですか。ないようでしたら、議題に入り審議を進めてまいります。説明される方は、資料を読み上げるのではなく、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足をお願いいたします。

それではまず資料7、「新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの移設について」です。説明される方は資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【学校運営課長】学校運営課長の内野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず、資料の確認をさせていただきます。資料7、資料7-1がございます。そのあとに参考7-1、参考7-2、併せて4種類の資料を配ってございます。過不足ございませんでしょうか。

それでは、新宿区立小学校の通学路における防犯カメラの移設について、ご説明をさせていただきます。資料7の2ページ目をご覧くださいませでしょうか。

まず、新宿区立小学校の通学路防犯カメラの運用の目的でございます。新宿区立小学校の通学路に防犯カメラを設置することにより、児童のより一層の安全を図り、意識の向上を目指すことを目的としているものでございます。

本件の事業内容でございますけれども、平成26年度の第8回の本審議会において、「新宿区立小学校の通学路における防犯カメラ設置に伴う本人外収集等」が承認されたことを受けまして、平成27年度から3年間にかけて全区立小学校に防犯カメラの設置を行い、運用を行っているところでございます。

このたび、四谷小学校の学区に設置している1基の防犯カメラについて、設置電柱が廃止されたことから、移設をする必要が生じたため、防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第3条第5項により、本審議会にご報告をさせていただくものでございます。

資料7-1の地図のところに具体的な場所を示させていただいております。移設前の「塩町57支線柱」というところから、道路の反対側、「塩町57」の電柱のほうに防犯カメラを移設させていただいたところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】こちらの案件につきまして、ご質問とご意見ございましたらどうぞ。

【木もと委員】これは電柱が廃止されるということですが、通学路等の防犯カメラに関しては、個人情報の保護の観点から、マスキング等々を行っていると思うのですが、その地域にお住まいの方とかに、説明はされるのか、そのあたりどうなっているか教えていただければと思います。

【学校運営課長】防犯カメラにつきましては、町会のほか地域の皆様にお声がけをさせていただいて、設置をさせていただいたところでございます。

【木もと委員】説明は今回に関してされたということですのでよろしいですか。

【学校運営課長】今回につきましては、撮影する範囲が全く同じということで、その範囲が変わらないことから、特にご説明はさせていただいておりません。

【木もと委員】よく分かりました。ありがとうございます。

【川野委員】事業の概要の欄の目的のところ、「意識の向上を目指すことを目的とする」と書かれておりました、これはその後にあるような要綱とかには特に触れられてもおらず、どういったことを指して「意識の向上を目指すことを目的とする」ということなのか、ご説明いただきたいと思いました。

【学校運営課長】第一義的な目的といたしましては、児童の安全の確保及び児童その他通学路を利用する方及び通学路に隣接する住民の方々の権利の保護を図るところが第一義的な目的でございます、そうしたことを踏まえまして、地域全体の防犯に関する意識を高めていくということでの、二次的な目的ということで捉えさせていただいております。

【川野委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問やご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告ということですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了します。

次は資料8、「軽自動車税関係手続に係る軽自動車保有関係手続のワンストップサービス連携システムとの外部結合について」、それでは説明される方は、資料を確認の上ご説明ください。

【税務課長】税務課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、軽自動車税関係手続におけるワンストップサービス連携システムとの外部結合について、ご報告をさせていただきます。

資料は、本日3点ご用意させていただいております。まず、1つ目が資料8でございます。次が、資料8-1のカラー刷りで、この連携システムに係る個人情報の流れを図示したものでございます。もう1点が、資料8-2でございます、連携システムに係るデータ項目の一覧でございます。資料の過不足等ございませんでしょうか。

では、説明に入らせていただきます。資料8の2ページをお開きいただければと思います。事業名でございますが、「軽自動車税関係手続の電子化」で、担当課は税務課でございます。目的でございますが、この度税制改正に伴い、令和5年1月から軽自動車税の関係手続が全国一律で電子化をされ、軽自動車取得時の申告書及び検査申請情報は、ワンストップサービス連携システム、この頭文字をとって、以下、「軽OSS」と書かせていただいておりますが、こちらを通じまして、市区町村に連携されることとなります。この軽OSSと結合することにより、税制改正に対応し、また、納税義務者の利便性向上を図るところが目的になってござい

ます。対象者は、新宿区で課税をしております三輪及び四輪車の軽自動車税の納税義務者で、こちらは個人、法人両方を含んでございます。

事業内容でございます。1番、概要でございますが、まず現状について記載してございますが、軽自動車取得時におきまして、納税義務者または代理人の方が軽自動車税の申告書を軽自動車検査協会に提出し、そのあと区に申告書が回送されるという仕組みになってございます。これが法改正に基づきまして、令和5年1月以降、L G W A N回線経由で軽自動車税申告書情報を区が受信するといった仕組みに変わってまいります。区は、受信した情報で都が徴収する環境性能割の予算見積もりや、区が徴収する種別割の賦課徴収を行っています。本日は、軽O S Sとの外部結合に関して、付議をさせていただきます。

2番が、「軽O S Sについて」、3番が、こちらのシステムを管理してございます「地方税共同機構について」記載してございます。詳細についてはこれまでの説明と重複いたしますので、ご確認いただければと思います。

4番、「想定件数」でございますが、現時点で月50件程度と想定をしているところでございます。括弧書きで記載させていただいてございますが、令和5年1月からの導入時は、まず新車新規登録で軽O S Sの希望者、こちらの電子申請を希望される方の申告情報のみが接続されます。今後は、廃車や中古車の申告手続等、さらに申告内容が拡大されていく予定となっております。その下に参考で書かせていただいておりますが、区の軽自動車総台数は、現在約8,300台でございます。

ここで、資料8-1をご覧くださいと思います。カラー刷りのものでございますが、こちらがデータの流れを図示したものでございまして、左がまず申請者の方で、軽自動車を購入した際に、電子申請を希望される方は、インターネット回線を通じまして、軽自動車O S Sインターフェースシステムにまず情報を入力していただきます。こちらで入力をいただいた情報が③の「データ送信」というところ、軽O S S連携システムに自動で送信されるといった仕組みになってございます。これは地方税共同機構で管理してございますが、こちらで申告情報が連携されますと、一番右側に記載してございます新宿区に、自動で送信がされてくる仕組みとなっております。

今回、お諮りをして接続を予定しているところは、この⑤番の部分ということになってございます。アスタリスクで同様の情報を、東京都にも連携する旨を参考までに書かせていただいております。

次に、資料8の3ページでございます。こちらが外部結合の説明となります。情報の保有課は税務課、登録業務の名称は、軽自動車税となっております。対象者は軽自動車税の納税義務者で、情報項目は、資料8-2に記載されております。これらの申請登録等情報が、区に連携される仕組みとなっております。結合の相手方は、地方税共同機構となっております。結合する理由は、税制改正に伴いまして、全国一律でこのシステムが導入されるためでございます。

結合の形態でございますが、区のLGWAN端末と軽OSSをLGWAN回線で結合して、データの送受信を行うので、安全性は確保できていると考えてございます。結合の開始時期は、令和5年1月1日から本稼働でございます。その下、括弧書きで記載をさせていただいてございますが、令和4年8月1日から同年11月30日までの間で、個人情報の利用はしないですが、仮稼働テストを行う予定でございます。

情報保護対策でございますが、外部結合に当たっての個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づいて講じている個人情報保護措置について、1番から10番まで記載をさせていただいてございます。

1番が、ネットワークは専用回線（LGWAN回線）とすること、また、2番、軽OSSで納税義務者に係る情報を受信する際は、暗号化により特定相手以外は解読不能とする、3番、ファイアウォールやウイルス対策ソフト等を使用すること等、こういった外部接続の際に必要なとされる内容については、今回も全て講じていきます。

なお、6番、太字でアンダーラインを引いてますが、情報セキュリティアドバイザーからのご助言を踏まえ、端末につきまして、ユーザーID、パスワード等の確認措置をとって、指定したパソコン以外の利用や、担当職員以外の利用はできないものとさせていただいてございます。雑駁でございますが、説明は以上でございます。

【会 長】 それでは、事務局のほうから情報セキュリティアドバイザーのご意見を少し。

【区政情報課長】 情報セキュリティアドバイザーから助言をいただいております。助言の内容といたしましては、納税義務者に係る情報を取り扱う端末については、ユーザーID、パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないことが望ましいという意見を受けております。これに対しての担当課の対応といたしましては、納税義務者に係る情報を取り扱う端末については、ユーザーID、パスワード等の確認措置をとり、指定したパソコン以外の利用や、担当職員以外の利用ができない環境にするといったところで対応しております。よろしく願いいたします。

【会 長】 それでは、本件につきまして、ご質問かご意見ございましたら。

【伊藤委員】 個人情報の流れのところ、6番に際しては、5番で、LGWANで区にデータが入るとい話だと思っておりますが、手入力を今までと同じようにする話があるのですけれども、これは直接税務システムに何か取り組むようなシステムを組むということは、状況的にできなかつたのでしょうか。件数が少ないから手入力でもあまり変わらないという話かもしれない。そのあたりの事情を伺えたらと思います。

【税務課長】 新宿区の処理でございますが、こちら、LGWANの端末から現在もeLTAXの情報等、区の情報セキュリティポリシーで直接ホストに取り込むという仕組みをとってございませんで、こちらに書いてあるように、一旦この端末にダウンロードを行い、区職員でしっかり確認をとった上で、このホストの税務システムに取り組むという取り扱いを従前から行っております。

【伊藤委員】 分かりました。ありがとうございます。これはパソコンを2台並べて、片方見て、片手で打つみたいなの、そういう、紙でやっているときは紙を置いてという話だと思っておりますが、それはそういった作業をするのでしょうか。

【税務課長】 今、委員がおっしゃっていただいたような具体的な作業になります。

【伊藤委員】 分かりました。ありがとうございます。2台パソコンをつけていると、ほかの人が見てくるとかそういうことがなければ特には問題ないと思います。その点だけ、注意されていると思っておりますけれども、ご配慮いただき、IDとパスワードがかかっているの、そんなにほかの人が見るということはないと思っておりますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

【会 長】 ほかにご質問かご意見。

それでは、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

資料9、「戸籍法等の改正に伴う戸籍副本データの送受信に係る戸籍情報システムの外部結合等について（情報項目の追加）」であります。説明される方は資料を確認の上ご説明ください。

【戸籍住民課長】 戸籍住民課長の福岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、戸籍法等の改正に伴う戸籍副本データの送受信に係る戸籍情報システムの外部結合等についてということで情報項目の追加でございます。お手元の資料9を使わせていただきます。



資料9は、全部で10ページございます。もう1つが資料9-1で、A4横のカラー刷りの資料でございます。資料の過不足はよろしいでしょうか。

それでは説明に入らせていただきます。2ページをご覧くださいませでしょうか。事業名は「戸籍副本管理システム（戸籍情報連携システム）」でございます。担当課は戸籍住民課でございます。目的は、戸籍法の改正に伴いまして、法務省が管理する戸籍事務内連携システムに戸籍届書等情報の送受信をする手続を新たに開始するというものでございます。

次、事業内容でございます。東日本大震災を契機といたしまして、戸籍の正本データの滅失を防ぐために平成25年度より、現在は法務大臣が管理する戸籍副本データ管理センターにデータをバックアップするために外部結合を行っているところでございます。これについては平成25年度の第3回の本審議会でご了承いただいているところでございます。

また、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布されまして、戸籍副本データ管理センターに送受信する情報項目が追加となりました。こちらにつきましても、令和2年度第6回本審議会でご了承いただいているところでございます。

今回は、令和5年に改正法が施行されることから、戸籍情報連携システムにより、送受信データとして新たに戸籍届書等の情報が追加されることからご報告をさせていただきます。

対象者ですけれども、①新宿区の戸籍簿・除籍簿に登載されている者、②新宿区に戸籍届出をした者でございます。

それでは、資料9-1をご覧くださいませでしょうか。こちら、戸籍届書等の情報の送受信に係る個人情報の流れの図でございます。これまで、戸籍届出書及び添付書類につきましては、戸籍に記載後、月1回、本籍人届書を東京法務局に公用車で運搬を行っておりました。ただし、市区町村での記載を要する届出書につきましては、本籍地へ郵送を行っていたというものでございます。しかし、法施行後は、戸籍の届け出がございましたら、この資料の②、戸籍情報システムへ登録した後、新宿区でスキャナー読み込みを行って、イメージデータ化をします。それで④、LGWAN回線を使いまして、戸籍届書等の情報を戸籍副本データ管理センターへ送信をするということとなります。

また、本籍地の自治体は、戸籍副本データ管理センターから受信をすることで、本籍人の戸籍に記載をするという流れになります。

資料9の3ページをご覧くださいませでしょうか。今回、追加される項目でございます。この資料、太字で下線が引いてあるところです。⑮番、戸籍届書等をスキャンした画像情報、これがイメージデータ化です。⑯番、異動入力情報、⑰番、受付ファイルでございます。また、

他自治体で受けた届書等については、同じ⑮、⑯、⑰、こちらについてもこのデータ管理センターから受け取ることで戸籍に記載いたします。

続きまして、結合する理由でございます。令和元年5月31日に改正戸籍法が公布され、令和5年度に市区町村間での戸籍事務内連携を行うことから、戸籍届書等情報を送受信する必要があるためでございます。

続いて、結合の開始時期と期間でございますけれども、令和5年10月を予定しております。

続いて、個人情報保護対策でございます。接続するネットワークはL G W A N回線を使用するため、特定の相手以外との通信はしません。この通信は暗号化されるとともに、静脈認証、I Dパスワード認証、ファイアウォールの対策を講じることで個人情報保護に対しては、万全を期してまいります。

続いて、外部委託でございます。資料7ページをご覧くださいませでしょうか。今回、戸籍副本データ管理センターとの連携の情報を追加するに当たりまして、現在、新宿区が管理している戸籍情報システムを構築管理している富士通 J a p a n に、システム改修及びシステム保守を委託するものでございます。雑駁ですが、説明は以上となります。

【会 長】最後、説明が飛んでいるようですが、よろしいですか。

【戸籍住民課長】失礼いたしました。資料5ページの説明が抜けておりましたので、こちらをご説明させていただきます。変更事項でございますけれども、こちらについては、連携データの追加項目でございます。下線の太字の丸のところです。⑱番、戸籍届書等をスキャンした画像情報、⑲異動入力情報、⑳受付ファイル、こちらの情報が新たに追加されるということになります。

追加の理由でございますけれども、戸籍届書等の情報項目を追加した戸籍情報連携データを送受信する必要があるためでございます。こちらの説明は、私からは以上でございます。

【会 長】それでは本件につきまして、情報セキュリティアドバイザーの紹介、事務局から紹介していただけますか。

【区政情報課長】情報セキュリティアドバイザーの意見につきましてご紹介いたします。こちら助言を受けております。委託先が実施する検証作業はテストデータを使い、実データを使用した検証作業は区職員が行い、個人情報取り扱い扱わないことが望ましいとのご助言を受けてございます。

これを受けての担当課の対応といたしましては、委託先が実施する検証作業はテストデータを使い、実データを使用した検証作業は区職員が行うなど、情報保護対策を徹底するといった形で対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、報告事項3件を受けて、ご質問かご意見ありましたら、どうぞ。

今までこのシステムを使って、問題起こったことはないですね、全国的にも。

【戸籍住民課長】 基本的にはL G W A N回線の中でやっておりますので、何か問題になったということは、今まで聞いておりません。

【会 長】 それでは、ご質問、ご意見がないようでしたら、本件、報告事項3件全て、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了とさせていただきます。

では、基本、本日予定しました議題は一応終わったのですけれども、事務局のほうから何か、ご発言はありますでしょうか。

【事務局】 本日もどうもありがとうございました。次回の審議会につきましては、令和4年9月1日木曜日の午後2時からを予定してございます。場所につきましては、9月1日につきましては、いつも行っております5階の大会議室がとれておりますので、そちらで実施させていただきます。よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【会 長】 本審議会につきまして、ご意見か何か、議題と関係なくてもよろしいのですけれども、ご意見が何かあれば発言をしていただければと思いますが、特別ないようでしたら、これで全て終了ということで、それでは以上をもちまして、第3回の審議会を閉会といたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

午後2時37分閉会